

平成26年度主要な政策に係る評価書

(総務省25-⑦)

政策名 ^(※1)	政策7：分権型社会を担う地方税制度の構築	分野	地方行財政			
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。					
基本目標 【達成すべき目標】	分権型社会を推進するための税制を構築する。					
政策の予算額・執行額等	区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	33,756	35,457	37,216	34,823
		補正予算(b)	0	0	-78	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	33,756	35,457	37,138	
執行額(千円)	28,746	28,480				

政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	平成26年度税制改正の大綱	平成25年12月24日	現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向け、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)において決定した投資減税措置等や所得拡大促進税制の拡充に加え、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制上の措置を講ずる。

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 ^(※3)
地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	1 国・地方間の税源配分比率	国:地方=57.4:42.6 (平成23年度決算) 【24年度】	国:地方=58.2:41.8 (平成24年度決算) 【25年度】	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。 【25年度】	□
	2 歳入総額に占める地方税の割合	地方税の割合34.1% (平成23年度決算) 【24年度】	地方税の割合34.5% (平成24年度決算) 【25年度】	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。 【25年度】	イ
	3 地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較	最大値/最小値 2.5倍 (平成23年度決算) 【24年度】	最大値/最小値 2.5倍 (平成24年度決算) 【25年度】	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。 【25年度】	□
住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	4 地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組	地域決定型地方税制特例措置 既導入件数4項目 【24年度】	地域決定型地方税制特例措置 既導入件数9項目 【25年度】	引き続き検討を行い、成案を得たものから速やかに実施 【25年度】	イ
	5 地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策税制措置」の項目数	62項目を見直し (うち、16項目を廃止・縮減) 【24年度】	54項目を見直し (うち、3項目を廃止) 【25年度】	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施 【25年度】	イ

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり		
		(判断根拠)	測定指標については、一部未達成のものもあるが、地域決定型地方税制特例措置(指標4)については、新たに5項目の導入が決定されるなど、地方分権改革に資するための取組が一定程度進んでいると判断できる。また、「政策税制措置」についても、引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき54項目を「見直し」、うち3項目を「廃止」する(指標5)など、一定の成果が出ていると判断できる。		
	政策の分析	<p><施策目標>「地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること」(測定指標1, 2及び3に相当)</p> <p>→平成24年度決算における「国・地方間の税源配分比率」は58.2:41.8となっており、地方の比率は低下している。これは、景気の動向に左右される国税の収入が平成23年度決算に比し4.1%の増加(所得税+3.8%、法人税+4.4%)した一方で、景気変動に比較的安定性の高い地方税の収入が0.8%の増加と概ね横ばいとなったためである。また、歳入総額に占める地方税の割合については、34.5%と平成23年度決算に比し0.4%の増加となった。これは、地方特例交付金(▲65.0%)、地方交付税(▲2.5%)、国庫支出金(▲3.1)が減少した一方で、地方税の収入がおおむね横ばい(+0.8%)となったためである。</p> <p>よって引き続き、地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方の見直しに取り組んでいくこととする。</p> <p>→地方税の充実確保の観点からは、これまでに、法人事業税への外形標準課税の導入(H16~)や、個人住民税の3兆円の税源移譲(H19~)等の取組を行ってきた。さらに、今般の税制抜本改革において、平成26年4月から消費税率(国・地方)が5%から8%に引上げられたが、このうち地方消費税率(消費税率換算)を1%から1.7%へ引上げることにより、その充実を図った(参考①)。</p> <p>→地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図る観点からは、個人住民税所得割の10%比例税率化(H19~)や、地方法人特別税(国税)・譲与税の創設(H20~)等の取組を行ってきた。さらに、平成26年度税制改正においては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引下げ、地方法人税を創設し、その税収全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とすることとした(参考②)。(なお、平成23年度及び平成24年度決算を比べたところ、測定指標3の数値は「2.5倍」で横ばいとなっており、偏在性の拡大は見られないことから、達成度については「口」としてとらえる。)以上により、今後は平成26年度税制改正等の効果が、安定的な地方税体系の構築に寄与することが期待される。</p> <p><施策目標>「住民自治の確立に向けた地方税制改革を実施すること」(測定指標14及び5に相当)</p> <p>→これまで、国が一律に定める税制については、「議論が地方団体で十分に行われているとは言えない」、「地域の実情に即しておらず、適切な政策効果が発揮できていない場合がある」との指摘があった。このため、国が一律に定めていた特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みとして、平成24年度税制改正から、地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)が導入された。その結果、平成24年度税制改正で2項目(固定資産税)、平成25年度税制改正で2項目(固定資産税・都市計画税)を導入し、平成26年度税制改正では、固定資産税において、「浸水防止用設備」、「ノンフロン製品」及び「公害防止用設備」に係る課税標準の特例5項目でわがまち特例を導入したため、既導入件数は累計で9項目となった(参考③)。</p> <p>→平成26年度税制改正前の政策税制措置の項目数は232項目。平成26年度税制改正においては、適用僅少の特例等につきその実態の透明化を図る等の理由から、既存の54項目について見直しを行った結果、3項目の政策税制措置を廃止することとした。一方で、与党税制調査会等を始めとした税制改正プロセスにおいて、新たに12項目の政策税制措置を創設したことにより、改正後の地方税における政策税制措置は241項目となった。政策税制措置項目の合計数は増えているものの、必要な見直しは行ったものである(参考④)。(なお、測定指標5については、単に特例の項目数を減らすことを目標としている指標ではないことから、(見直しの結果項目数が増えたとしても)「イ」と評価しているものである。)以上により、住民自治の確立に向けた地方税制改革において、一定の取組は進んでいるものと判断される。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>「地方・地域の元気なくして国の元気はない」という考え方の下、魅力あふれる地域を創ることができるようにするため、今後とも、政府税調や与党税調等での議論も踏まえ、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保に努めながら、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努める。</p> <p>(平成27年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>II 予算の継続</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	<p>・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の規定を踏まえ、地方財政審議会に「地方法人課税のあり方等に関する検討会」を設置し、地方法人特別税の抜本的見直しに向けて検討を行うとともに、地域間の税源偏在の是正に向けた地方法人課税のあり方等について幅広い検討を行った。</p> <p>・平成26年7月、東京大学大学院教育学研究科の山本清教授及び明治大学経営学部公共経営学科の菊地端夫准教授から、政策の分析の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・政府税制調査会 (http://www.cao.go.jp/zei-cho/index.html)</p> <p>・平成26年度地方税に関する参考計数資料 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h26.html)</p> <p>・税制改正(地方税) (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)</p> <p>・地方法人課税のあり方検討会 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/tihou_houjin_kazei/)</p>				
担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課長 開出 英之	政策評価実施時期	平成26年8月

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

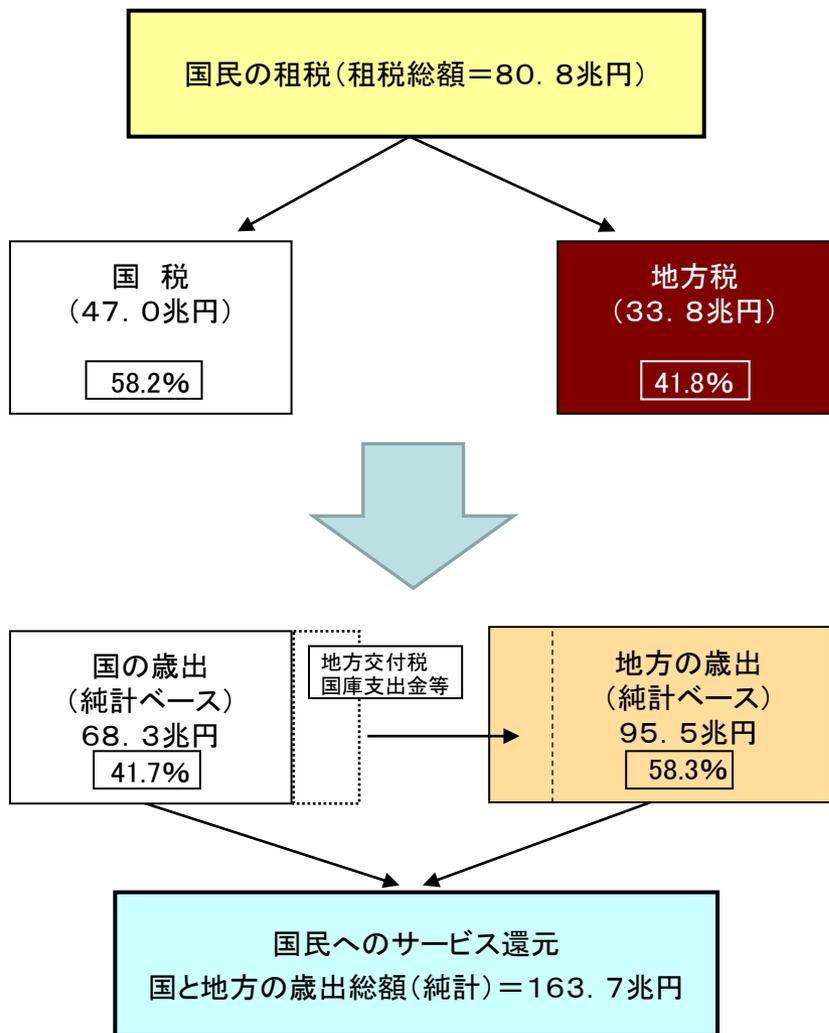
※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

国・地方の税源配分について

参考

◎国・地方の歳入歳出（平成24年度決算）



(注) 現在精査中であり、異動する場合がある。

(注) 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

(注) 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

◎税源配分の推移

年度	租税総額	国 税	地方税	
H18	89.9兆円	54.1兆円 [60.2%]	35.8兆円 [39.8%]	
H19	92.2兆円	52.7兆円 [57.1%]	39.5兆円 [42.9%]	
H20	84.7兆円	45.8兆円 [54.1%]	38.9兆円 [45.9%]	
H21	74.2兆円	40.2兆円 [54.2%]	34.0兆円 [45.8%]	<46.7%>
H22	77.4兆円	43.7兆円 [56.5%]	33.7兆円 [43.5%]	<45.3%>
H23	78.7兆円	45.2兆円 [57.4%]	33.5兆円 [42.6%]	<44.6%>
H24	80.8兆円	47.0兆円 [58.2%]	33.8兆円 [41.8%]	<43.9%>
H25見込	83.9兆円	49.5兆円 [59.0%]	34.4兆円 [41.0%]	<43.4%>
H26計画	88.7兆円	53.6兆円 [60.5%]	35.1兆円 [39.5%]	<42.0%>

<法人事業税への
還元時ベース>

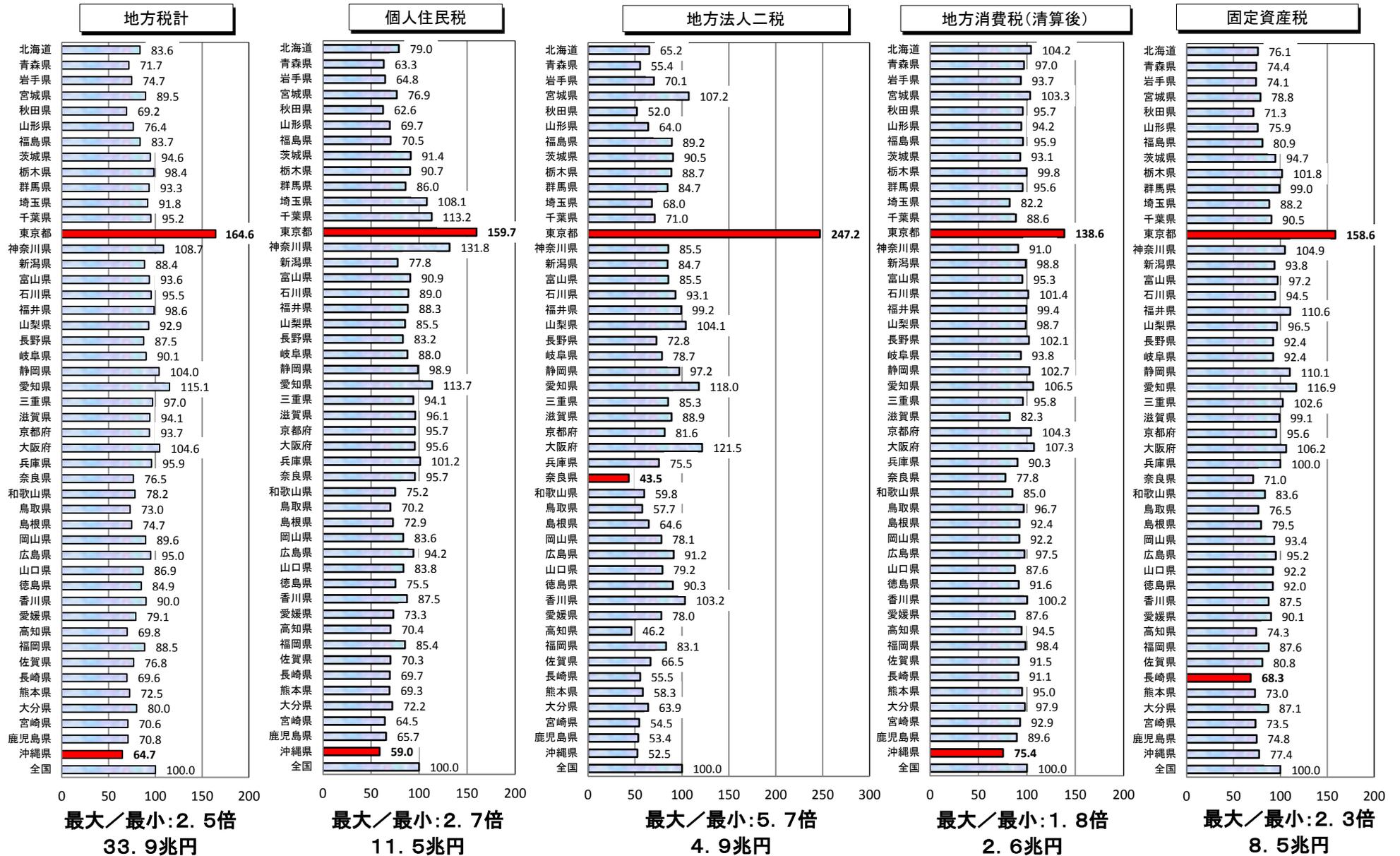
(注) 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

(注) 枠外の<>は、国税に地方法人特別税を含まず、地方税に地方法人特別譲与税を含めた場合の地方の配分比率である。

(注) 「H25見込」は国税においては補正予算額、地方においては推計額(H25.12時点)である。

人口一人当たりの税収額の指数(平成24年度決算額)

参考



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注5) 人口は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

これまでに導入されたわがまち特例【固定資産税・都市計画税】

参考

導入年度	項目	特例率	
平成24年度	特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置	2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合	
	下水道除害施設に係る課税標準の特例措置	3/4を参酌し、2/3以上5/6以下の範囲で条例で定める割合	
平成25年度	都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る課税標準の特例措置 (※)	2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合	
平成26年度	浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合	
	ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置	3/4を参酌し、2/3以上5/6以下の範囲で条例で定める割合	
	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置	①汚水又は廃液処理施設	1/3を参酌し、1/6以上1/2以下の範囲で条例で定める割合
		②大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	1/2を参酌し、1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合
③土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設		1/2を参酌し、1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合	

(注)すべての項目について、固定資産税において適用があるが、(※)の項目については、都市計画税においても適用があるもの。

○政策税制措置について

<26年度税制改正で新設した政策税制措置>

- ・ 中小企業者等の生産性向上設備投資促進税制（法住）
- ・ 耐震基準不適合既存住宅を耐震改修した場合の税額の特例措置（不取）
- ・ マンション敷地売却組合等がマンション敷地売却事業等により取得する要除却認定マンション等に係る非課税措置（不取）
- ・ 地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置（固定）※
- ・ 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ 放送ネットワーク災害対策用設備に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ 国家戦略特区における特定研究開発事業の用に供する設備に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ 認定誘導事業者が認定誘導事業により取得した一定の公共施設等に係る課税標準の特例措置（固定・都計）
- ・ 耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置（固定）
- ・ 最初の車両番号の指定後13年を経過した軽自動車に係る税率の特例措置（軽自）

※ 22年度税制改正においてサンセットとされた項目を延長したものであるが、政策税制措置の数に計上していないことから、26年度税制改正における新設項目として整理している。

<26年度税制改正で廃止した政策税制措置>

- ・ 特定一般社団・財団法人から認可地縁団体への移行に伴い取得する不動産に係る非課税措置（不取）
- ・ (独)森林総合研究所の業務用資産に係る非課税措置（固定）
- ・ 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置（固定）

(23年度税制改正においてサンセットとされたもの)

- ・ 日本環境安全事業株式会社が取得する一定の不動産に係る非課税措置（不取）
- ・ 一般放送事業者が新設した高度テレビジョン放送施設に係る課税標準の特例措置（固定）
- ・ 認定運営者が指定特定重要港湾において取得した港湾施設に係る課税標準の特例措置（固定）

(24年度税制改正においてサンセットとされたもの)

- ・ 指定会社等が新設する特定用途港湾施設に係る課税標準の特例措置（固定）

政策税制措置数の推移

22 改正前	22 改正後	23 改正後	24 改正後	25 改正後	26 改正後
286	241	197	233	232	241